

地域活動支援センター 障害者情報クラブ I Lセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 とこところが開設する地域活動支援センター 障害者情報クラブ I Lセンター□□（以下、「事業所」という。）の適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者（以下、「利用者」という。）又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者の保護者（以下、「利用者等」という。）の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域活動支援センター 障害者情報クラブ I Lセンター
- (2) 所在地 宝塚市 山本南2丁目6番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指導員 3名
指導員は、利用申込みに係る調整や利用者からの相談対応、サービスの提供等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後4時まで。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20人とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 創作的活動
- (2) 生産活動の機会の提供
- (3) 社会との交流の促進
- (4) 社会適応訓練事業

(利用者等から受領する費用の種類及び額)

第8条 サービスを提供した際に受領する費用の種類及び額は、次のとおりとする。

原則利用料は無料とする。また、必要に応じ利用者に事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を利用者に交付するものとする。

(工賃の支払い)

第9条 事業所は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) その他管理上必要な指示に従うこと。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を施設長とする。
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(緊急時等の対応)

第12条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人とことごと施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月31日から施行する。